

山口県個人情報保護条例（原文縦書）

〔平成13年12月18日〕
山口県条例第43号

改正 平成16年12月21日条例第48号
平成17年3月18日条例第15号
平成18年3月22日条例第10号
平成19年7月10日条例第34号
平成21年3月17日条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 個人情報の取扱いの原則（第4条～第9条）
- 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第10条～第20条）
 - 第2節 訂正（第21条～第26条）
 - 第3節 利用停止（第27条～第31条）
- 第4章 不服申立て（第31条の2～第35条）
- 第5章 雑則（第36条～第40条）
- 第6章 罰則（第41条～第45条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護を図ることが重要であることにかんがみ、個人情報の取扱いについての基本的な事項を定め、並びに県及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県民の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

- 3 この条例において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（知事、警察本部長、公営企業管理者、議会の議長の職務を行う者、実施機関の委員長及び委員、県が設立した地方独立行政法人の役員、実施機関の事務局その他の事務部局及び実施機関の管理に属する機関の職員並びに実施機関の附属機関を組織する委員その他の構成員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「文書等」という。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、個人情報（公文書に記録されているものに限る。）を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において「開示」とは、実施機関が、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により文書等に記録されている個人情報を提供することをいう。
- (1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付
 - (2) フィルム及び電磁的記録 規則で定める方法
- （適用除外）

第3条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 統計法第16条の規定により知事又は教育委員会が同法第2条第6項に規定する基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- (4) 図書館等において一般の利用に供することを目的として保管されている公文書に記録されている個人情報

第2章 個人情報の取扱いの原則

（個人情報取扱事務の登録等）

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち、個人情報が記録されている公文書で個人を検索し得るものを使用して行うもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

- (4) 個人情報取扱事務の対象となる個人の類型
- (5) 個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 個人情報の外部提供の形態
- (8) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
- (9) 個人情報取扱事務に関する個人情報ファイル(本人の数が1,000を超えない範囲内で規則で定める数に満たないものを除く。)を保有しているときは、その名称
- (10)前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 県の職員、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員(以下「県職員等」という。)並びに県職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務

(2) 実施機関の職員が学術研究の目的のためその発意に基づき行う個人情報取扱事務

(3) 国の安全その他の国の重大な利益又は犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第5号の項目の一部若しくは同項第6号、第7号若しくは第10号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その項目の一部若しくは事項を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内において、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため欠くことができないとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき(第7号から第9号までに掲げる場合にあっては、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。)は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から直接収集することができないとき。

- (6) 争訟、指導、選考、診断、公共用地の取得その他の事務の遂行のために収集する場合であって、本人から直接収集することにより、当該事務の目的を失わせ、又は当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために収集するとき。
 - (8) 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項の責務を遂行するために収集するとき。
 - (9) 他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。次条第1項第6号において同じ。）から収集するとき。
- 4 法令等の規定に基づく申請、届出等に伴い、当該申請、届出等を行った者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

（利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
 - (2) 法令等に定めがある場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされている場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
 - (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があるとき。
 - (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
 - (6) 実施機関の内部において利用する場合又は他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、これらの機関が個人情報を利用することについて相当な理由があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合その他個人情報を提供することについて特別の理由のある場合であって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。
- 2 実施機関は、個人情報を実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
- 3 実施機関は、公益上必要であり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、オンライン結合（当該実施機関の使用に係る電子計算機

(入出力装置を含む。以下同じ。)と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にすることをいう。)による個人情報の提供をしてはならない。

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれが記録されている公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な価値が生ずると認められるものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第8条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(業務の委託等に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託するときは、当該委託に係る契約において、個人情報の適正な取扱いを確保するために受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、その受託した業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前2項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき県が公の施設の管理を行わせている法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)並びにその管理の業務に従事している者及び従事していた者について準用する。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第10条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第11条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類であって、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して10日以内に、当該開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に速やかに通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を開示請求者に速やかに通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、個人情報の開示をしないことの決定(第18条の規定により開示請求を拒否することの決定を含む。以下同じ。)又は第17条の規定による個人情報の開示(以下「個人情報の部分開示」という。)をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあつては当該期日を記載した書面によらなければならない。

(事案の移送)

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において前条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての前条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が個人情報の開示をすることの決定(個人情報の部分開示をすることの決定を含む。以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、個人情報の開示をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る個人情報に開示請求者(第10条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。第16条第2号から第4号までにおいて同じ。)以外の者(以下この条、第32条及び第33条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、第12条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示をしようとする場合

であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号イ又は第4号イから八までに規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えた場合において、開示決定をしたときは、その旨及び個人情報の開示をする日を当該機会を与えられた第三者に速やかに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と個人情報の開示をする日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、開示決定をした旨及びその理由並びに個人情報の開示をする日を当該第三者に書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 実施機関は、第12条第1項の決定をした場合において、当該決定が開示決定であるときは、前条第4項の場合を除き、速やかに当該開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報記録されている公文書を閲覧に供することにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、個人情報の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することにより、当該公文書に記録されている個人情報を提供することができる。

3 前項の規定による個人情報の提供は、第17条及び第39条の個人情報の開示とみなす。

4 第11条第2項の規定は、第1項の規定により開示を受ける者について準用する。

(開示をしないことができる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 法令等の規定により公開することができないこととされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定によりその指示に従うものとされている主務大臣等からの公開してはならない旨の明示の指示がある情報

(2) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ハ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務

員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの(当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、開示をすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く。)

(4) 法人(国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

イ 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ロ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの

(5) 開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県の機関(県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。)又は国等の機関(県の機関を除く。以下同じ。)の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(7) 県の機関又は国等の機関が行う個人の評価、選考、判定、診断、指導その他の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(8) 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの

(9) 県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

(10) 実施機関(知事、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人を除く。)、県の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等(県が設立した地方独立行政法人に設置されるものを含む。)(以下「合議制機関等」と総称する。)の会議に係る情報であって、開示をすることにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その情報を容易に区分することができるときは、その情報を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第16条各号のいずれかに該当する情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(口頭による開示の申出)

第19条 実施機関は、当該実施機関が別に定める個人情報について、本人から口頭による開示の申出があったときは、当該実施機関が別に定める方法により直ちに当該開示の申出に係る個人情報を提供するものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による開示の申出をしようとする者について準用する。

3 第1項の規定による個人情報の提供は、第39条の個人情報の開示とみなす。

(費用の負担)

第20条 第15条第1項の規定による公文書の写しの交付又は同条第2項の規定による公文書を複写したものの写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第21条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報(開示決定に基づき開示を受けたものに限る。第27条第1項において同じ。)が事実と合致していないと認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第22条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第11条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

(訂正請求に対する決定)

第23条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日から起算して20日以内に、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報の訂正をどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を訂正請求者に速やかに通知しなければならない。

4 前項の場合において、個人情報の訂正をしないことの決定をした旨の通知をするときは、その理由を記載した書面によらなければならない。

(事案の移送)

第24条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第13条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての前条第1項の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が個人情報の訂正をすることの決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正の実施)

第25条 実施機関は、第23条第1項の決定をした場合において、当該決定が訂正決定であるときは、速やかに当該訂正をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第26条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第27条 何人も、公文書に記録されている自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき又は第6条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第6条第1項及び第3項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
（利用停止請求の手続）

第28条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第11条第2項の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

（利用停止請求に対する決定）

第29条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して20日以内に、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を利用停止請求者に速やかに通知しなければならない。

4 前項の場合において、個人情報の利用停止をしないことの決定をした旨の通知をするときは、その理由を記載した書面によらなければならない。

（利用停止の実施）

第30条 実施機関は、前条第1項の決定をした場合において、当該決定が個人情報の利用停止をすることの決定であるときは、速やかに当該利用停止をしなければならない。

（利用停止をしないことができる個人情報）

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該個人情報の利用停止をしないことができる。

第4章 不服申立て

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第31条の2 県が設立した地方独立行政法人がする第12条第1項、第23条第1項若しくは第29条第1項の決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立てをすることができる。

(諮問)

第32条 実施機関(警察本部長が第12条第1項、第23条第1項又は第29条第1項の決定をした場合にあつては公安委員会、公営企業管理者がこれらの決定をした場合にあつては知事をいう。第34条第1項において同じ。)は、次に掲げる行政不服審査法の規定による不服申立て(以下「不服申立て」という。)があつた場合においては、当該不服申立てが不適法である場合を除き、山口県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上でその決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 開示請求者からの個人情報の開示をしないことの決定又は個人情報の部分開示をすることの決定についての不服申立て
- (2) 第三者からの開示決定についての不服申立て
- (3) 訂正請求者からの個人情報の訂正をしないことの決定についての不服申立て
- (4) 利用停止請求者からの個人情報の利用停止をしないことの決定についての不服申立て

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第33条 第14条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る第12条第1項の決定を変更し、当該決定に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(調査)

第34条 審査会は、必要があると認めるときは、第32条の規定により意見を求めた実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、第12条第1項、第23条第1項又は第29条第1項の決定に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書に記録されている個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第12条第1項、第23条第1項又は第29条第1項の決定に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(調査審議手続の非公開)

第35条 審査会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、公開しない。

第5章 雑則

(山口県情報公開審査会に関する特例)

第36条 山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）第18条第1項の規定にかかわらず、審査会に、同項の事務に併せて、個人情報の保護に関する重要事項についての調査及び審議並びに個人情報の保護に関する事項についての建議に関する事務を行わせる。

2 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（他の法令等による手続との調整等）

第37条 法令等（山口県情報公開条例を除く。）の規定により個人情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合（手続をすることができる期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）は、第3章第1節の規定は、適用しない。

2 法令等の規定により、訂正請求者又は利用停止請求者が実施機関から訂正請求又は利用停止請求に係る個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又はその謄本、抄本等の交付を受けているときは、それらの行為を第15条第1項の規定による開示とみなして、第3章第2節及び第3節の規定を適用する。

3 法令等の規定により個人情報の訂正の手続が定められている場合は、第3章第2節の規定は、適用しない。

4 法令等の規定により個人情報の利用停止の手続が定められている場合は、第3章第3節の規定は、適用しない。

5 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書並びに漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項の免許漁業原簿に記録されている個人情報については、第3章及び前章の規定は、適用しない。

6 第3章及び前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。）については、適用しない。

（苦情処理）

第38条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（開示、訂正及び利用停止の状況の公表）

第39条 知事は、少なくとも毎年1回、この条例の規定による個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を公表しなければならない。

（実施規定）

第40条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第41条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であつた者、第9条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行っている公の施設の管理の

業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（公文書に記録されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 第36条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（山口県情報公開条例の一部改正）

2 山口県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「いう。）」の下に「（山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）を除く。）」を加える。

附則第4項を削る。

附 則（平成16年条例第48号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第32条の改正規定（「3万円」を「50万円」に改める部分に限る。）、改正後の第40条の次に次の3条を加える規定及び本則に次の1条を加える規定 平成17年6月1日

(2) 第2条の規定 平成18年4月1日

（経過措置）

2 実施機関は、この条例の施行の日以後遅滞なく、この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の山口県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により登録簿に登録されている個人情報取扱事務について、第1条の規定による改正後の山口県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項第9号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第20条の規定によりされている個人情報の訂正の請求については、当該個人情報を改正後の条例第21条第1項に規定する個人情報とみなして、同項の規定を適用する。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

附 則（平成18年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県個人情報保護条例第10条第1項、第21条第1項又は第27条第1項の規定による開示の請求、訂正の請求又は個人情報の利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求（以下「開示請求等」という。）のうち、公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものは、公立大学法人山口県立大学に対してされた開示請求等とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に山口県個人情報保護条例第12条第1項、第23条第1項若しくは第29条第1項の決定又は開示請求等に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て（公立大学法人山口県立大学が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものに限る。）は、改正後の山口県個人情報保護条例第31条の2の規定により公立大学法人山口県立大学に対してされた行政不服審査法の規定による異議申立てとみなす。

附 則（平成19年条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 （略）

附 則（平成21年条例第3号）

（施行期日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。